| 包括外部監査結果報告書記載内容 | 措　置　等　の　状　況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| 第５　普通財産貸付事務に関する監査結果 |
| 【３】貸付普通財産の使用目的別検討（意見）６．保育園【福祉】【住宅まちづくり部】 | 同様に他の保育園敷地を目的とした貸付けについても減免取引から見直すべきと考える（意見番号21）。 | 島屋保育所敷地については、平成27年度末まで無償貸付契約を交わしているが、平成24年４月に貸付先である社会福祉法人島屋福祉会に対し、有償借受又は買取りを検討するよう依頼した。平成28年１月に同法人から買取りの意向が示されたことを受けて、無償貸付契約期間満了後の買取りに向けて、現在、手続を進めている。 | 措置 |
| 東大阪春宮（行政財産）については、貸付先の東大阪市による保育所移転に伴い保育所用途としての利用は終了した。市は当該部分を防災関連倉庫として活用することとなり、使用貸借を行っている。 | 措置 |
| ７．高齢者向け施設【福祉部】 | 高齢者向け施設については、３件すべて免除している。しかし、【１】１.に記載したとおり、平成18年２月の総務部長通知において府の事務事業との関連性があるもの等、貸付料減免の要件を厳格に適用することを求めており、高齢者向け施設であることをもって免除理由とすることは妥当とはいえない。有償貸付へ見直すべきである（意見番号22）。 | 特別養護老人ホーム富美ヶ丘荘の職員寮の用地及び建物については、平成21年７月以降、貸付先である社会福祉法人恩賜財団済生会と協議を行っているが、これまでの経過及び施設の収益から考え、有償化は困難であるため、返還も含め調整している。今後も引き続き無償貸付状態の解消に向け同法人と協議を行う。 | 経過報告 |
| 【４】貸付普通財産の貸付先法人種類別検討（意見）２．地方公共団体【福祉部】 | このように市に減額または免除により貸付けている場合においては、各々、かつては貸付け時の経緯はあったものの、現在の府の財政状況から鑑みて貸付料を徴収するよう交渉すべきである（意見番号23）。 | 富田林病院の建物については、建物を有償貸付とする場合は、富田林市に対し、土地の賃借料を支払う必要がある。このため、建物の譲渡も視野に入れて、富田林市と調整している。 | 経過報告 |
| ８．岸和田市保健衛生センター敷地（３）意見①周辺地の有償貸付けの検討が必要【健康医療部】 | 有償貸付部分の土地貸付料については、平成20年度から減額率を低下させ５年後には正規の貸付料とする合意ができているが、（中略）まずは駐車場として利用している部分を有償貸付とすることが求められる。次に、テニスコート部分について、（中略）岸和田市にもその解決策を求め、府は岸和田市とともに土地の売却、有償貸付、その他有効利用を検討していくことが必要と考える（意見番号33）。 | 現行の有償貸付部分の土地貸付料については、平成24年度から減免をしない正規の貸付料としたところである。その他の敷地については、同敷地内に泉州北部初期救急広域センターを建設する計画が持ち上がったため、いったん敷地の活用方針を保留としていたが、23年度末に当地での建設計画が白紙となったことから、有償貸付や売却の協議を再開した。しかし、24年度に入り、市からメディカルセンターの耐震化や福祉センターの移転構想などがあるため、具体化するまでの間は敷地の売却をしないよう求められており、将来的には市への売却も考えられるため、当面は有償貸付に向けた協議を進める。 | 経過報告 |
| ９．島屋保育所敷地（３）意見①貸付料の徴収を検討すべき【福祉部】 | 当該通知内容の変更に伴って、貸付料を免除する府の貸付方針も見直すべきである（意見番号34）。 | 社会福祉法人についても、他の法人と同様、貸付料減免措置の必要性、妥当性を点検し、適正な取扱いを行うこととしている。現在の契約期間は、平成27年度末までであるが平成24年４月に貸付先である社会福祉法人島屋福祉会に対し有償借受又は買取りを検討するよう依頼した。平成28年１月に同法人から買取りの意向が示された事を受けて、無償貸付契約期間満了後の買取りに向けて、現在、手続を進めている。 | 措置 |
| 10．泉南医療福祉センター敷地（２）意見①介護保険施設（特別養護老人ホームほか）敷地使用部分は減免見直しが必要②病院の公的役割部分に対してその相当額の支援を行うことに向けた検討に着手すべき【福祉部】 | 今後は、他事業者との公平性の見地から介護保険施設の敷地として使用している部分の貸付料免除の見直しが必要である（意見番号36）。 | 平成24年７月に実施された委員監査の結果、『府民の視点及び府の財政状況を踏まえ、済生会に対する府の財政的支援等について、早急に見直しを図ること。』との意見が出されたことを受け、済生会と施設の将来にわたる運営について協議した結果、無償貸付としていた土地（約1.7ヘクタール）を済生会へ無償譲渡し、財務基盤を強化の上、センター全体は済生会が経営を図っていくことで合意に至った。そのため、平成27年２月定例府議会で議決を得て、平成27年３月31日付けで土地の無償譲渡契約を締結した。これにより、無利息で行っていた済生会に対する単年度貸付を平成26年度末をもって廃止した。また、上記合意に基づき、センターの今後の経営は済生会が図っていくこととし、平成27年４月１日以降、済生会に対する新たな財政措置を行わないこととした。（意見番号36、37）。 | 措置 |
| 当該病院に対しても府が負担すべき公的部分の適正額はいくらかを明確にするように努め、その相当額の支援（補助金等）を行うことへ向けた検討が望まれる（意見番号37）。 |
| 17．大阪府港湾教育訓練センター（２）意見①社会情勢の変化等に即応して、貸付料減免の見直しが必要【商工労働部】 | 府は、貸付先に「当該施設が貸付料免除施設には該当せず、適切な貸付料の負担が必要であること」の理解を求め、負担スキームを検討する必要がある（意見番号48）。 | 平成21年３月以降、貸付先である社団法人港湾教育訓練協会に対し、貸付料負担の協議を行っているが、同協会は、これ以上の負担は同協会の経営状況から難しいとして、合意に達していない。平成24年度以降の貸付契約の更新に際しても協議を継続してきたが、同協会の財務状況に大きな変化はなく、負担は困難である実情に変わりがない旨の返答であった。平成28年度の貸付契約更新に際し、同協会と改めて協議を行うとともに、今後も、財務状況を注視しながら、継続して働きかけを行う。 | 経過報告 |
| 第６　公有財産の有効活用に関する監査結果 |
| 【３】全般的検討（意見）８．普通財産の未利用地・低利用地（２）庁舎周辺整備用地②意見（Ａ）「庁舎周辺整備用地」の早急な有効活用方針を確定すべき【総務部】 | 府庁舎の建て替え（または移転、土地活用）案のどの案においても、構想案対象外となっている用地については、資産維持コスト（草刈り費用等）を勘案しつつ、早期売却等の対策を検討すべきである（意見番号64）。 | 当該土地については、府庁本館に入居している、りそな銀行に対し、本館耐震改修工事等期間中（平成29年１月末頃完了予定）の仮店舗として、平成26年２月５日付けで府有財産賃貸借契約（一時使用）を締結。同契約期間満了後は、別途、検討している府庁舎全体の在り方との整合を図りながら、処分を含む活用方策について検討を進める。 | 経過報告 |
| 【６】低・未利用行政財産の個別検討結果１．砂川厚生福祉センター（２）意見①総合的な土地利用計画が必要【福祉部】 | 今後、センター再編整備の進展に伴い、センターの必要敷地は減少し未利用の土地が増加していくことになる。その場合において、センター内の施設・運動場等の配置に加え、残された土地の利便性を考慮（例えば、利用しやすい形状にする、外部からのアクセスを考慮するなど）して、現在のセンター敷地全体の利用価値を高め、有効活用の方法を早急に検討することが望まれる（意見番号72）。 | 施設再編整備完了による廃止施設については、施設の老朽化により現状では再利用が困難であることから撤去を前提とするとともに広大な敷地については、適正かつ現体制による管理可能な敷地面積を検討することが必要と考え、敷地の有効利用及び安全管理上、引き続き管理する必要がある区域について、関係各課とともに検討を進めている。　　　　　　　今後も引き続き関係機関に協力を仰ぎながら有効活用の方法を検討していくこととしている。 | 経過報告 |
| 10．都市計画道路泉州山手線用地（２）意見②機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取組むべき【都市整備部】 | 毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、早期事業化または、事業化廃止を決定すべきである（意見番号80）。 | 長期未着手である道路の都市計画については、平成23年３月に見直しの基本方針を策定し、平成23年度から関係市町と協議を進めている。なお、市町との協議が整い次第、都市計画の変更を行う予定としており、これに合わせて将来の事業化又は廃止を決定する。 | 経過報告 |
| ③岸和田南海線機会費用を認識の上、早期に事業化または事業化廃止へ取組むべき【都市整備部】 | 毎年、事業を行わずに未利用地を保有することにより、コストが発生することを十分に意識したうえで、早期事業化または、事業化廃止を決定すべきである（意見番号83）。 | 長期未着手である道路の都市計画については、平成23年３月に見直しの基本方針を策定し、平成23年度から関係市町と協議を進めている。なお、市町との協議が整い次第、都市計画の変更を行う予定としており、これに合わせて将来の事業化又は廃止を決定する。 | 経過報告 |
| 17．阪南桃の木台（２）意見②当物件の利用計画を早急に再検討すべき【住宅まちづくり部】 | 補助金返還の問題はあるものの、戸建住宅建設への計画変更も含めて当物件の利用計画を早急に再検討する必要がある。阪南スカイタウンの物件の分譲価格から概算すると、当物件全体の分譲価格は５億円程度になると思われる。（中略）このまま当物件を放置すれば、その間の維持管理費用1,000 千円のほか、金利相当額や固定資産税などの機会費用も毎年発生する。これらのコストも十分に加味して検討を行うべきである（意見番号93）。 | 府の財政状況を踏まえ、事業の優先順位を検討した結果、現存する府営住宅の耐震化を優先するものであり、建設工事の着手時期については、現在、利用計画の代替案と並行して検討中である。 | 経過報告 |